

公募型プロポーザル実施公告

次のとおり守谷市橋梁・大型カルバート長寿命化事業包括的業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和8年9月24日

守谷市長 松丸 修久

1 業務名

守谷市橋梁・大型カルバート長寿命化事業包括的業務委託

2 業務目的

守谷市橋梁・大型カルバート長寿命化事業包括的業務委託は、「橋梁長寿命化修繕計画改訂業務」、「大型カルバート長寿命化修繕計画改訂業務」、「橋梁定期点検業務」、「大型カルバート定期点検業務」、「橋梁長寿命化修繕設計業務」、「橋梁修繕工事施工監理業務」及び「関係機関との協議調整業務」（以下「各業務」という。）を包括的に民間事業者に委託することで、民間事業者の創意工夫及びノウハウを活用するとともに、守谷市と民間事業者の連携により、専門的な技術と知識を継承し、将来にわたって橋梁及び大型カルバートの適切な維持管理に取り組むことを目的とする。

3 対象施設及び業務の概要

（1）対象施設

（ア）道路橋 63 橋

（イ）ひがし野トンネル

（2）業務の概要

（ア）業務内容

①橋梁長寿命化修繕計画改訂業務

②大型カルバート長寿命化修繕計画改訂業務

③橋梁定期点検業務

④大型カルバート定期点検業務

⑤橋梁長寿命化修繕設計業務

⑥橋梁修繕工事施工監理業務

⑦関係機関との協議調整業務

（イ）業務期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間

4 委託料の上限額

- (1) 業務期間における委託料総額の上限額は次のとおりとする。
¥396,410,000円（税抜）
- (2) 完了検査後、業務委託契約書別記に記載の履行期間内における支払限度額を、履行年度毎の出来高精算として支払うものとする。

5 参加資格

守谷市橋梁・大型カルバート長寿命化事業包括的業務委託に係る公募型プロポーザルの参加資格は次のとおりである。

(1) 事業者単独による参加資格要件

単独で参加する事業者は、次に掲げるすべての要件を満たすものであること。

- (ア) 令和8年度において、業務等に対応する営業種目について守谷市競争入札参加資格規程（平成15年訓令第13号）第10条の有資格者名簿に登録された者であること。
- (イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (ウ) 本プロポーザル参加表明書の提出期限において、守谷市工事等の契約に係る指名停止等措置要領（平成6年規程第10号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定があった場合を除く。）。
- (オ) 法人税及び消費税及び地方消費税に滞納が無いこと。
- (カ) 次の①から⑥までのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ①役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - ②暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- ③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団を利用する等したと認められるとき。
- ④役員等が、暴力団に対して資金等を供給し又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ⑤役員等が暴力団と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (キ) 本プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成企業を兼ねていない者であること。
- (ク) 地方公共団体において平成29年度以降に、橋梁長寿命化または耐震化に係る設計の業務について、元請実績を有すること。
- (ケ) 次の要件を満たす者を参加事業者の社員（3ヶ月以上常時雇用されている者）から選任できること。
 - ①管理技術者及び照査技術者は、兼任できず、橋梁の長寿命化または耐震化に係る設計の技術者として従事した元請けとしての業務実績を3年以上有し、かつ、(コ)に記載の資格（①から⑤）のいずれかを有すること。
 - ②担当技術者は、少なくとも1名は、橋梁の長寿命化または耐震化若しくは高速道路に係る橋梁工事の施工監理または設計の技術者として従事した業務実績を有し、かつ、(コ)に記載の資格（①～⑦）のいずれかを有すること。
- (コ) 管理技術者及び照査技術者（⑥及び⑦は除く）並びに担当技術者は、以下のいずれかの資格を有していること。なお、同等以上の資格を可とする。
 - ①技術士（総合技術監理部門：建設）
 - ②技術士（建設部門：鋼構造又はコンクリート若しくは道路）
 - ③RCCM（建設部門：鋼構造又はコンクリート若しくは道路のいずれかを3年以上の経験を有する者）
 - ④国土交通省登録技術者資格
 - ・部門：道路
 - ・施設分野：橋梁（鋼橋）、橋梁（コンクリート橋）、道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）、橋梁

⑤土木学会認定技術者

⑥1級土木施工管理技士

⑦公共工事品質確保技術者（Ⅰ）

（２）共同企業体の場合の参加資格要件

共同企業体は乙型とし、共同企業体で参加する事業者は、次に掲げるすべての要件を満たすものであること。

（ア）共同企業体の代表企業及び構成企業は前（１）（ア）から（キ）まで（代表企業は（ク）まで）の資格要件のすべてを満たすものとする。ただし、各業務を担うものが複数の場合は、該当業務を担うもののいずれかが（ケ）から（コ）までの資格要件を満たすものとする。

６ 実施要領等の配布

実施要領等（契約書、要求水準書、優先交渉権者審査基準等）の配布は、令和８年９月２５日（金）から令和８年１０月８日（木）までとし、詳細は、プロポーザル実施要領に示す。

７ 実施要領等に対する質問期間及び回答

質問期間は、令和８年９月２５日（金）から令和８年１０月１６日（金）までとし、令和８年１０月２２日（木）午後５時までに順次回答するものとし、詳細はプロポーザル実施要領に示す。

８ 参加手続等

参加手続は、令和８年１０月１６日（金）午後５時まで受付けるものとし、詳細はプロポーザル実施要領に示す。

９ 事業提案書等の提出

事業提案書等の提出期限は、令和８年１１月２０日（金）午後４時までとし、詳細はプロポーザル実施要領に示す。

１０ 事業提案書等に係るヒアリング

事業提案書等を提出した者に対し、ヒアリングを実施する。詳細は、プロポーザル実施要領に示す。

１１ 審査結果の通知

審査及び評価により合計点の最も高い参加者を優先交渉権者として選

定し、参加者全員へ結果を通知する。詳細は、プロポーザル実施要領に示す。

12 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加資格確認申請書及び事業提案書等の作成並びに提出に関する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された参加資格確認申請書及び事業提案書等は返却しない。
また、提出された参加資格確認申請書及び事業提案書等は、本業務委託の特定以外には使用しない。
- (4) 参加手続に関する質疑は、実施要領4（2）に示す部局に問い合わせること。
- (5) 電子メールの送信に関する着信確認は、参加者の責任において行うこと。
- (6) 参加者が1事業者であった際も、審査事項及び評価基準に従い審査を行う。